

十一
号
手
書
も

日本郵船銀行登記令要綱

一、日本郵船銀行は、左の登記を行う。

- (1) 設立の登記
- (2) 従たる事務所の新設の登記
- (3) 事務所の移転の登記
- (4) 変更の登記
- (5) 代理人の登記

二、前各号の登記にはその事実を証する書面を添附しなければならぬ。

三、設立の登記は総裁、副総裁、理事及び監事の全員の申請によつてその他の登記は、総裁の申請によつてする。

裏面白紙

日本開發銀行登記令（案）

内閣は、日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（設立の登記）

第一條 日本開發銀行の設立の登記は、主たる事務所の所在地においてしななければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的及び業務
 - 二 名称
 - 三 事務所
 - 四 資本金
 - 五 總裁、副總裁、理事及び監事の氏名及び住所
 - 六 副總裁又は理事の代表権を与えたときは、その者の氏名
- 3 日本開發銀行は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる章

務所の所在地において前項に掲げる事項を登記しなればならぬ。

(従たる事務所の登記)

第二條 日本郵船銀行が成立した後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなればならぬ。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第三條 日本郵船銀行が主たる事務所を移転したときは、旧所在地

においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第一條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならぬ。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第四條 第一條第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第五條 従たる事務所の業務に關し一切の裁判主又は裁判所の行爲をする権限を有する代理人の選任があつたときは、二週間以内に

これを置いた事務所の所在地において代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならぬ。その登記した事項の変更及び代理人の代理権の消滅についても同様とする。

（管轄登記所及び登記簿）

第六條 日本郵政銀行の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

各登記所に、日本郵政銀行登記簿を備える。

（登記の申請人）

第七條 設立の登記は、日本郵政銀行の總裁、副總裁、理事及び監事の全員の申請によつて、その他の登記は、總裁の申請によつてする。

（登記の申請書の添附書類）

第八條 設立の登記の申請書には、定款、出資の払込のあつたこと

を証する書面及び役員の資格を証する書面を添附しなければなら
ない。

第九條 事務所の新設又は事務所の移転その他第一條等二項に掲げ
る事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の
変更を証する書面を添附しなければならない。

第十條 第五條の規定による代理人の選任の登記の申請書には、代
理人の選任を証する書面を添附しなければならない。

2 第五條の規定による登記した事項の変更又は代理人の代理権の
消滅の登記の申請書には、その変更又は消滅を証する書面を添附
しなければならない。

(登記の期間の計算)

第十一條 登記すべき事項で大蔵大臣の認可を要するものは、その
認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（登記事項の公告）

第十二條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならぬ。

（非訟事件手続法の規定の適用）

第十三條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百二十九條ノ二、第四百十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第四百五十四條から第四百五十七條まで（商業登記の通則）の規定は、日本開業銀行の登記について準用する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

日本郵發銀行法の施行に伴い、日本郵發銀行の登記に関する手続を定める必要があるからである。

裏面白紙

日本^{明治}銀行登記令參照法律

非訟事件手続法

(登記所における事務取扱者)

第百三十九條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局
又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又
ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

(登記簿及び附屬書類の閲覧)

第百四十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ
2 登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ説明シテ申請ヲ為シタル者ニハ其
關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ

(謄本抄本の交付。証明)

第百四十三條 登記所ハ手数料ヲ納付シテ申請ヲ為シタル者ニハ登
記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト。或
事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ

変更ナキコトノ証明ヲ為スヘシ

2 郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

(登記事項の公告)

第四百四十四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙トニ少クテ

一 函之ヲ為スコトヲ要ス

2 公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙発行ノ日ノ翌日之ヲ為シタモノト看做ス

(登記事項を掲載する新聞紙の選定)

第四百四十五條 司法事務局ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

2 公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廃刊ヲ為ストキハ更ニ

他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ
(新聞公告に代わる掲示)

第四百四十六條 司法事務局ハ其管轄内ニ公告ヲ為サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代テ登記所及ヒ其

裏面白紙

管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ為スコトヲ得

(登記の当事者申請の原則)

第四百十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其ノ變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

(登記更正申請)

第四百十八條 当事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

(登記抹消申請)

第四百十八條ノニ 当事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法、有限会社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘクササルモノナルコトヲ発見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

(登記の申請方式)

第四百九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

ニ 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名捺印スヘシ

一 申請人ノ姓名、住所、会社カ申請人ナルトキハ其商号及ヒ本店又ハ支店

ニ 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其姓名、住所

三 登記ノ目的及ヒ事由

四 年月日

五 登記所ノ表示

(連署により申請すべき場合に於ける連署不能)

第五百十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因

リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミテ申請ヲ爲スコトヲ得

ニ 連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ証明スルコトヲ要ス

(官庁の許可書の添附)

第五百十條ノニ 官庁ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官庁ノ許可

書又ハ其証アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

(本店所在地に於ける登記と支店所在地に於ける登記との関係)

第百五十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

(印鑑の提出)

第百五十條ノ四 登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ予メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

之 前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

(印鑑証明書の交付)

第百五十條ノ五 登記所ハ会社又ハ外国会社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手数料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ証明書ヲ交付スヘシ

裏面白紙

之 第四百十三條第三項(謄抄本、證明書の郵送)ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付
キ之ヲ準用ス

(登記申請ノ却下)

第四百十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限会社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルト
キハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

裏面白紙

(職権による登記抹消の通知公告)

第百五十一條ノニ 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法有限会社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ発見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

2 登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

3 登記所ハ石ノ外相当地認ルル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セラルコトヲ得

(異議に對する登記所の決定)

第百五十一條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

(職権による登記抹消)

第百五十一條ノ四 異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ登記所ハ職権ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

(本店所在地に於ける登記と支店所在地に於ける登記との関係)

第百五十一條ノ五

前三條ノ規定ハ本店及支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事
項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノ之ヲ適用ス

2. 前項ノ場合ニ於テ本店ノ所在地ノ登記所ヨリ登記ヲ抹消シタルトキハ遷移ナク
其ヨリ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

3. 支店所在地ノ登記所ヨリ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遷移ナク登記ヲ抹消スヘシ
(登記ニ錯誤遺漏アリキハ措置ス)

第百五十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後 其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコト
ヲ發見シタルトキハ遷移ナク登記ヲ爲シタル者ニ其ヨリ通知スヘシ 但其錯誤

又ハ遺漏カ登記所ノ遺誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス
2. 前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遷移ナク監督法務局又ハ地方法務局ノ
長ノ許可ヲ得テ登記ノ更生ヲ爲スヘシ

(登記簿ノ滅失ト登記ノ回復)

第百五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ法務

總裁ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル処分ヲ命ズルコトヲ得

(登記事務ノ委任)

第百五十五條 法務總裁ハ數箇ノ登記所ノ監督ニ任ズヘキ商業登記ノ事務ヲ

其一登記所ニ委任スルコトヲ得

(施行細則)

第百五十六條 登記簿、調整其他登記ニ関スル施行細則ハ法務總裁之ヲ定ム

(手数料の類)

第百五十六條ノニ

第百四十三條第一項(謄抄本の交付、証明)及び第百五十條ノ

五第一項(印鑑証明書の交付)ノ手数料ノ類ハ物価ノ狀況登記簿、謄本ノ交付等

ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(不動産登記法の運用)

第百五十七條

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十條(登記事務の

停止)、第十八條(職印の押捺)、第二十條(登記簿等の保存)第二十二條第一項

(登記簿等の持出禁止)、第二十四條(登記簿等の滅失防止の処分)、第五十九條(行

政区画の変更)第百五十條(異議の申立)ノ管轄)第百五十一條(異議申立書)

第百五十三條(異議の申立)があつたとき、登記官吏のとりよき措置)及び第百五

十四條(異議申立)つひこの決定)ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス